

騒音・振動をともなう建設作業について

①特定建設作業

市内において、下表の特定建設作業を実施する事業者は、騒音規制法及び振動規制法に基づいて、届出が必要になります。届出は作業開始の7日前までに行なってください。詳しくは環境保全課までお問い合わせください。

馬蚤音（騒音規制法施行令 別表第2）	振重力（振動規制法施行令 別表第2）
1 くい打機 （もんけんを除く。）、 くい抜機 又は くい打くい抜機 （圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）	1 くい打機 （もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、 くい抜機 （油圧式くい抜機を除く。）又は くい打くい抜機 （圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
2 びょう打機 を使用する作業	
3 さく岩機 を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点の最大距離が50mをこえない作業に限る。）	
4 空気圧縮機 （電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）	2 鋼球 を使用して建築物その他の工作物を 破壊 する作業
5 コンクリートプラント （混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。）又は アスファルトプラント （混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を 設けて行う作業 （モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）	3 舗装版破碎機 を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
6 バックホウ （一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。）を使用する 作業	
7 トラクターショベル （一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。）を 使用する作業	4 ブレーカー （手持式のものを除く。）を 使用する作業 （作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）

8 ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。）を使用する作業

②特定建設作業にかかる騒音・振動の規制

特定建設作業を実施する事業者は、騒音規制法及び振動規制法に基づいて、下表の規制基準を遵守しなければなりません。

区分	区域区分	騒音	振動
規制項目		(特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準)	(規則11・別表第1)
基準値	1号区域	85dB (敷地の境界線)	75dB (敷地の境界線)
	2号区域		
※ 作業禁止時間	1号区域	午後7時～午前7時	
	2号区域	午後10時～午前6時	
※ 最大作業時間	1号区域	10時間/日以内	
	2号区域	14時間/日以内	
※ 最大作業期間	1号区域	連続6日以内	
	2号区域		
※ 作業禁止日	1号区域	日曜日・その他の休日	
	2号区域		

※印の規制項目については、災害時の緊急作業・人の生命、身体の危険防止上必要がある作業等について、例外規定が設けてあります。

1号区域	<p>第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域の指定がされていない区域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域</p> <p>上記の区域以外の区域で、学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80m以内の区域</p>
2号区域	1号区域以外の区域